2027 年 4 月入学

広島大学大学院教育人文社会科学研究科（博士課程後期）

学生募集要項

人文社会科学専攻

法学・政治学プログラム

◆一般選抜

2026 年 11 月

広島大学

広島大学志願者への入学検定料の免除措置について

広島大学では，被災者の経済的負担を軽減し，志願者の進学機会の確保を図るため，令和 8 (2026)年度に実施する本学の入学者選抜において，入学検定料の免除措置を実施することとしましたので，お知らせします。

入学検定料の免除を希望される方は，出願前に必ず以下の「8 問い合わせ先」までご連絡ください。

1 免除措置の対象となる入学者選抜

2026 年度に実施する本学の学部，大学院及び専攻科入試

2 措置内容

入学検定料の免除

※ 入学試験成績の開示に係る手数料も，免除の対象となります。

3 免除の対象となる災害

令和元(2019)年 8 月 28 日以降に災害救助法の適用を受けた災害

※ 入学検定料の免除の対象となる入学者選抜は，当該災害救助法適用日から 5 年を経過する日までの間に出願期間の最終日が設定されているものに限ります。

4 免除の対象者

「**3 免除の対象となる災害**」において災害救助法が適用されている地域(注)で被災した志願者で，次のいずれかに該当する方

(1) 主たる学資負担者が居住する自宅家屋が全壊，大規模半壊又は半壊した場合

(2) 主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合

(注) 災害救助法適用地域等は，次の内閣府ホームページでご確認いただけます。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

5 申請方法

事前に「**8 問い合わせ先**」に連絡した後，所定の申請書類を出願書類とともに提出してください。

なお，この場合は，出願時に「入学検定料」を払い込まないでください。

6 申請書類

(1) 検定料免除申請書(本学ホームページからダウンロード)
https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyushi/news/1058

(2) り災証明書(写し可) (上記 4 の(1)に該当する方)

(3) 死亡又は行方不明を証明する書類(写し可) (上記 4 の(2)に該当する方)

7 インターネット出願における入学検定料免除特例措置の手続方法

本学ホームページの「7 インターネット出願における入学検定料免除措置の手続方法」を参照してください。

https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyushi/news/1058

8 問い合わせ先

東千田地区支援室(法学・政治学プログラム担当) TEL：082-542-7045

目　　次

1. アドミッション・ポリシー……4

2. 募集人員及び試験場……5

3. 出願資格……5

4. 出願期間……6

5. 出願手続……6

6. 受験及び修学上の配慮を必要とする者の事前相談 …… 10

7. 入学試験実施日時 …… 10

8. 入学者選抜方法…… 11

9. 不正行為の取扱い…… 12

10. 合格者発表 …… 12

11. 入学手続…… 13

12. こども性暴力防止法に関する留意事項及び同意について…… 14

13. 長期履修学生制度 …… 14

14. 留意事項…… 14

15. その他…… 14

16. 教育研究内容…… 15

17. 令和 9 年 4 月入学広島大学大学院教育人文社会科学研究科学生募集に伴う
試験成績（個人情報）の開示について…… 17

1. アドミッション・ポリシー

教育人文社会科学研究科アドミッション・ポリシー

【博士課程後期】
教育人文社会科学研究科では，以下のような志や意欲をもち，それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. 幅広い教養，人文科学，社会科学や教育科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに，多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて，多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
2. 幅広い教養，人文科学，社会科学や教育科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに，多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて，現在の人類社会が抱える課題，あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより，多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

教育人文社会科学研究科は，これらの人を受け入れるため，そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，面接試験，学力試験，外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

人文社会科学専攻アドミッション・ポリシー

【博士課程後期】
人文社会科学専攻では，以下のような志や意欲をもち，それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. 幅広い教養，人文科学や社会科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに，多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて，多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
2. 幅広い教養，人文科学や社会科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに，多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて，現在の人類社会が抱える課題，あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより，多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

人文社会科学専攻は，これらの人を受け入れるため，そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，面接試験，学力試験，外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

法学・政治学プログラムアドミッション・ポリシー

【博士課程後期】
法学・政治学プログラムでは，以下のような志や意欲をもち，それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

1. 幅広い教養と共に，法学，政治学，国際関係論，社会学，および関連する学問領域における卓越した知識と高度で先端的，独創的な研究能力を身に付け，官公庁，企業，NPO，医療現場等での活躍や大学教員を目指す人

法学・政治学プログラムは，これらの人を受け入れるため，そのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，面接試験，学力試験，外部試験等を用いた多面的・総合的な評価による入学者選抜を実施する。

2. 募集人員及び試験場

令和 9 年 4 月入学生

プログラム名	選抜の区分	募集人員	試　　験　　場
法学・政治学	一般選抜	4 名	広島大学 東千田キャンパス 広島市中区東千田町一丁目 1 番 89 号

※ 募集する指導教員が異動等により変更になることがあります。
その場合には，学生募集要項を掲載しているホームページでお知らせします。

3. 出願資格

次の各号のいずれかの資格を取得した者又は令和 9 年 3 月 31 日までに取得見込みの者

(1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 3 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 号の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。) を有する者

(2) 外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校，(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) ※本学大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって，24 歳に達したもの

※ (8)により出願しようとする者は，法学・政治学プログラム担当へ照会の上，令和 8 年 12 月 2 日(水)から 12 月 4 日(金)までに，以下の書類等を出願書類提出先(**5.出願手続**参照)に提出し，その指示を受けてください。

① 事前審査申請書(交付の用紙を使用してください。)

② **5.(3)出願書類**に示す出願書類のうち，イ～カの書類

4. 出願期間

事項	期間(日本標準時)
インターネット入力及び 入学検定料の支払	令和 9 年 1 月 5 日(火)～ 令和 9 年 1 月 13 日(水)午後 4 時 59 分まで
郵送又は持参による 出願書類の提出	令和 9 年 1 月 5 日(火)～ 令和 9 年 1 月 13 日(水)午後 5 時 00 分まで(必着)

「5. **出願手続**」を参照の上，出願期間内に出願手続を行ってください。

5. 出願手続

(1) 出願書類提出先

プログラム名	提出先の住所等
法学・政治学	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目 1 番 89 号 広島大学東千田地区支援室(法学・政治学プログラム担当) TEL：082-542-7045 E-mail senda-daigakuin@office.hiroshima-u.ac.jp 【EMS 送付時の英語住所表記】 Higashi-Senda Area Support Office (Law and Politics Program), Hiroshima University 1-1-89 Higashisendamachi, Naka-ku, Hiroshima city, 730-0053 JAPAN TEL：+81-82-542-7045

(2) 入学検定料 30,000 円

インターネット出願システムにより納入してください。

ただし，入学検定料免除の特例による出願，国費外国人留学生又は本学大学院博士課程前期を令和 9 年 3 月に修了予定の者は不要です。

(3) インターネット出願手続について

次のステップを完了してください。

Step 1: インターネット出願システムにアクセスする

アクセスページ

広島大学入試情報

https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyushi

◆システムに関するお問い合わせ先

インターネット出願・UCARO ヘルプデスク(日本語対応のみ)

受付時間:

9 月 1 日～4 月 10 日:10:00～18:00(12 月 30 日～1 月 3 日:休業)

電話番号:03-6634-6494

UCARO FAQ サイト

https://user-support.ucaro.net/hc/ja

○入試に関する不明点等は，東千田地区支援室(法学・政治学プログラム担当)(TEL：082-542-7045)に問合せてください。

受付時間 9:00 から 17:00 まで(土日祝日，夏季休業(8 月 9 日～8 月 17 日)及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く)

Step 2: UCARO ログイン画面から「UCARO 会員登録」を選択

出願には「UCARO」への会員登録（無料）が必須です。
本学では，受験番号の確認及び合格した場合の入学手続の一部を UCARO で行います。

UCARO については，以下の URL を参照してください。
https://www.ucaro.net/

Step 3-1: インターネット出願システムに志望情報等を入力

画面上の指示に従って，氏名，住所等を入力してください。

Step 3-2: （必要な入試区分のみ該当）アカウントを入力

入学検定料免除の特例による出願，国費外国人留学生又は本学大学院博士課程前期を令和 9 年 3 月に修了予定の者は，入学検定料免除の有無欄で「有り」を選択してください。次のページでアカウントが必要になりますので，必ず東千田地区支援室（法学・政治学プログラム担当）に連絡し，事前にアカウントの発行を依頼してください。

Step 4: 写真をアップロード

デジタル写真(ファイル形式等：JPEG)を画面の案内に従ってアップロードしてください。
郵送での提出はできません。
※ 出願時にアップロードされた写真は，受験時の本人確認のため使用するほか，入学後の学生証及び本学の教務システムでも卒業（修了）まで使用します。
このため，入学後にも使用可能な写真のアップロードを推奨します。
なお，写真アップロード後の差し替えはできません。
入学後に学生証の内容(写真や姓名の漢字表記)を変更する場合は，1,000 円の手数料が必要です。

Step 5: 入学検定料（30,000 円）の支払い

「決済情報を入力」の画面で，次の中から支払方法を選択してください。
1. クレジットカード： VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS, Diners Club
2. コンビニエンスストア：セブンイレブン，ローソン，ミニストップ，
ファミリーマート，デイリーヤマザキ，セイコーマート
3. 金融機関 ATM【Pay-easy】
4. ネットバンキング

（注）
- 入学検定料の他に，1 回の出願ごとに必要なインターネット出願システム手数料は，志願者負担となります（インターネット出願システム手数料の金額は出願時に表示されます）。
- 出願受付後はいかなる理由があっても，既納の入学検定料は返還しません。
- 日本国外からの出願の場合は，クレジットカード以外の決済方法が利用できません。ただし，海外在住の志願者がインターネット出願を行った後，決済に必要な情報を日本国内在住者に連絡して入金する等の方法は可能です。

なお，次の(1)，(2)の場合は，既納の入学検定料から振込手数料を差し引いて返還します。本学から検定料返還のための「返還請求書」を郵送しますので，「出願番号」，「ふりがな」，「氏名」，「電話番号」，「住所」，「振込先」及び「返還請求の理由」等を記入・押印の上，令和 9 年 2 月 19 日（金）までに出願書類提出先に郵送してください。
ただし，いずれの場合もインターネット出願の手数料は返還対象外です。
(1) 出願書類を提出しなかった，又は受付されなかった場合
(2) 検定料を誤って二重に振り込んだ場合

Step 6: 出願情報の登録完了

出願番号（6 桁）が表示されるので，メモしておいてください。

Step 7: 出願書類の郵送又は持参

出願期間内に，以下のいずれかの方法により，「**5. 出願手続(1)出願書類提出先**」へ提出してください。

【郵送による提出】

郵送による提出の場合は簡易書留郵便とし，本学生募集要項と同じホームページに掲載している宛名ラベルをダウンロード・印刷の上封筒表面に貼付し，郵送に必要な郵便切手を貼付の上，出願期間内に到着するよう郵送してください。

但し，宛名ラベルは「速達郵便」には対応していません。簡易書留に加えて速達での郵送を希望される場合は，郵便局にて速達による郵送手続を必ず行ってください。

また，日本国外からの出願の場合は，A4 サイズの書類が入る封筒（横 24cm×縦 33.2cm 程度）を用いて，EMS（Express Mail Service）等の最速の国際郵便で，出願期間内に到着するよう郵送してください。

【持参による提出】

直接持参による提出の場合についても，本学生募集要項と同じホームページに掲載している宛名ラベルをダウンロード・印刷の上封筒表面に貼付し，提出してください（この場合，切手は不要です。）。

なお，直接持参する場合の受付時間は，土・日曜日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

Step 8: 受験番号の閲覧及び受験票等の印刷

本学において出願書類，出願資格及び出願要件の確認が終了して問題がない場合は，令和 9 年 1 月 19 日（火）正午（予定）から，UCARO で受験票及び受験案内を印刷できるようになります。UCARO から受験票を印刷した上で，試験当日に持参してください。

受験票及び受験案内が印刷できない場合は，法学・政治学プログラム担当へ問い合わせてください。

出願手続完了について，電話でお答えすることはできません。

(4) 出願書類

ア	受験科目調査票	交付の用紙を使用
イ	成績証明書	**出身大学（学部）及び出身大学院（研究科）が発行のもの。** （出願資格(7)，(8)に該当する者はこれに代わるもの。）
ウ	修士課程 （博士課程前期） 修了（見込） 証明書	**【中国（台湾，香港，マカオを除く）の大学院を修了した者又は修了見込みの者】** **【既卒者の場合】** ・ 学歴証書電子登録票(“教育部学历证书电子注册备案表”) ※ ・ 卒業証書(“毕业证书”)の写し（中国語の証明書（写真付き）に限る） ・ 学位証書(“硕士学位证书”)の写し（中国語の証明書（写真付き）に限る） ・ 修了証明書（英語で記載された証明書の原本（原件）又は中国語で記載された証明書の原本（原件）に日本語訳を付したもの） ・ 学位証明書（英語で記載された証明書の原本（原件）又は中国語で記載された証明書の原本（原件）に日本語訳を付したもの） **【修了見込みの場合】** ・ オンライン在籍認証レポート(“教育部学籍在线验证报告”) ※ ・ 修了見込証明書（英語で記載された証明書の原本（原件）又は中国語で記載された証明書の原本（原件）に日本語訳を付したもの）

		※ 中国教育部公認の学歴認証用ウェブサイト中国高等教育学生信息網(“中国高等教育学生信息网”http://www.chsi.cn/xlcx/bgys.jsp)により取得し，提出時点で Web 認証の有効期限が 15 日以上残っていることを確認してください。 なお，発行手数料は志願者負担となります。 **【上記以外の者】** 出身大学院(研究科)発行のもの。 (出願資格(7)，(8)に該当する者はこれに代わるもの。)
エ	論文	4 部 修士論文又はそれに相当する論文の写 ・ 日本語又は英語以外の外国語で書かれた論文の場合，日本語訳又は英語訳を添付し，併せて原本も提出してください。 ・ 大学院博士課程前期(修士課程)を令和 9 年 3 月に修了予定の者で出願期間内に修士論文又はそれに相当する論文が未完成の場合は，提出可能な状態の論文を出願期間内に 1 部提出してください。その後，所属する大学院へ提出した論文を 2 月 4 日(木)までに任意の方法により 4 部提出してください。 ・ 他に研究実績のあるものは，参考資料として公刊された論文等を 4 部提出することができます。 ・ 論文を修了要件としない大学院で修士論文又はそれに相当する論文を作成していない者については，これまでの研究についての概要(以下「研究概要」という。)を日本語で 2,000 字程度，又は英語で 1,000 語程度にまとめたものを 4 部提出してください。(その場合，出願書類 オ の論文の概要は提出不要です)
オ	論文の概要	4 部(交付の用紙を使用し，日本語で 4,000 字程度記述) ・ 英語で 2,000 語程度記述したものを提出しても差し支えありません。 ・ 出願書類 エ の論文で，参考資料として公刊された論文等を提出した場合は，その論文の概要も 4 部提出してください。 ・ 論文を修了要件としない大学院の修了(見込み)者については，出願書類 エ の研究概要を提出してください。
カ	研究計画書	1 部(交付の用紙を使用し，日本語 400 字程度で記述) ・ 英語で 200 語程度記述したものを提出しても差し支えありません。 ・ 研究計画書の作成にあたっては，出願前に志望する指導教員と連絡をとることを推奨します。
キ	氏名に関する証明書	改姓等により出願時の氏名と証明書類の氏名が異なる場合には，新旧両方の氏名が確認できる公的機関が発行した書類(住民票の写しなど)を提出してください。
ク	在留カードの写し(両面のコピー)	日本国内に在住する外国人のみ提出してください。
ケ	パスポートの写し(氏名と顔写真のページ)	日本国外に在住する外国人のみ提出してください。
コ	国費留学生の証明書，延長申請予定の旨を記載した任意の用紙(本学以外の学生のみ提出)	国費外国人留学生で，令和 8 年度中に奨学金支給期間の延長を申請する者(予定を含む)は，検定料不徴収となります。 該当する場合は，以下の内容が記載されている書類(在籍学校が作成したもので様式任意)を提出してください。 ①国費外国人留学生として在籍している。 ②奨学金支給の延長を申請予定である。

(5) 出願方法及び注意事項

① **出願書類等は，一括して出願期間内に到着するよう提出してください。**
② 出願書類に不備がある場合は，受理しないことがあります。該当のページを参照の上，提出漏れのないよう注意してください。
③ 上記以外の出願書類の提出を求めることがあります。
④ 出身大学（大学院）等において，前記イ，ウの書類を作成できない特別の事情がある場合は，これに代わる適当な書類を提出してください。ただし，出願書類を提出する前に，法学・政治学プログラム担当へ照会してください。
⑤ 出願書類のうち，**英語以外の外国語の証明書等には，日本語訳又は英語訳を添付**してください。
⑥ 証明書類は，必ず原本か，原本証明された写しを提出してください。原本証明のない写しは証明書として認められません。
⑦ 証明書記載の氏名が，婚姻等の理由により現在の氏名と異なる場合には，それに関する証明書を併せて提出してください。
⑧ 出願資格(7)による出願者は，研究歴を証明する所轄長等の作成する証明書を提出してください。
⑨ 出願書類イ，ウについて，出願資格(8)に該当する者は，法学・政治学プログラム担当へ事前に申し出て，指示を受けてください。
⑩ 出願手続後は，インターネット出願等の入力・記載事項の変更は認めません。
⑪ 受理された出願書類は，いかなる理由があっても返還しません。
⑫ 既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しません。
⑬ 合格後あるいは入学後，提出書類に虚偽の記載や詐称があることが判明した場合，合格・入学を取り消します。
⑭ 卒業（修了）見込みで出願して合格した者が，入学日までに卒業（修了）できなかった場合，入学資格がないものとみなされます。

6. 受験及び修学上配慮を必要とする者の事前相談

障害のある者等，受験上及び修学上の配慮を必要とする者は，次の事項を記載した申請書（様式は定めません。）を令和 8 年 12 月 3 日（木）までに法学・政治学プログラム担当へ提出し，相談してください。

なお，相談の内容によっては，対応に時間を要することもありますので，できるだけ早い時期に相談してください。

・申請書の記載内容

ア. 志願者の氏名，住所，連絡先電話番号
イ. 出身学校名
ウ. 志望プログラム名
エ. 障害等の種類・程度(医師の診断書又は障害者手帳(写)を添付してください。)
オ. 受験上の配慮を希望する事項
カ. 修学上の配慮を希望する事項
キ. 出身学校でとられていた措置
ク. 日常生活の状況

7. 入学試験実施日時

月日	科目	時間	備考
令和 9 年 2 月 10 日（水） （令和 9 年 2 月 12 日（金））	口述試験	13:00～	

（注） 試験は，原則として 2 月 10 日（水）の1日で実施します。
ただし，志願者多数の場合及び気象状況の悪化，流行性の伝染病等により入学試験の実施が危

ぶまれる場合は，試験を 2 月 12 日（金）に実施する場合があります。
正式な試験日程は，1 月 19 日（火）正午（予定）から UCARO でダウンロード可能となる受験案内で確認してください。

8. 入学者選抜方法

修士論文（又はそれに相当する論文，あるいは研究の概要），学力検査（外国語能力を証明する試験等，口述試験）及び成績証明書を総合して選考します。

学力検査

① 外国語能力を証明する試験等

以下の 1. 又は 2. に該当することが証明書類の提出によって認められる必要があります。

1. 過去 3 年以内に，以下の外国語能力を証明する試験に合格又は基準を満たした者。
以下の書類は写しの提出でも可とします。
※日本人志願者は，日本語を選択できません。
※外国人志願者は，日本語を選択すること。

日本語	日本語能力試験 N1 以上又は N2 120 点以上
英語	国連公用語英語検定 B級以上 実用英語技能検定試験 準 1 級以上 ケンブリッジ英検 CAE 以上 TOEFL®- iBT テスト 71 点以上 TOEIC®LR 660 点以上(注) IELTS 5.5 ポイント以上 (注)公開テストのほか，IP テスト(マークシート方式)及び本学主催で実施した IP テスト(オンライン方式)のうち試験監督が陪席する指定の場所での成績を対象とします。その他の IP テスト(オンライン方式)の成績は対象としません。
ドイツ語	ドイツ語技能検定 2 級以上 Goethe 検定 B1 以上
フランス語	実用フランス語技能検定 2 級以上 DELF B1 以上

2. 以下に該当することが証明書類の提出によって認められる場合，外国語能力を証明する試験に関する書類を提出する必要がありません。
※出願期間より前にお問い合わせください。

(1) 外国人志願者で，過去 2 年以内に広島大学大学院にて日本語で書かれた修士論文を提出し，修士の学位を取得した者又は令和 9 年 3 月 31 日までに取得見込みの者
(2) 法曹等(注)として 10 年以上の法律関係実務の経験を有する者。
10 年以上の法律関係実務経験を有することを証明する書類を提出してください。
(注)法曹等とは，裁判官，検察官，弁護士，司法書士，税理士，弁理士，又は企業の法務担当者などを指します。
(3) 医療アナリストコースを担当する教員を指導教員とし，かつ医療アナリストに関する論文題目で研究指導を希望する場合で，10 年以上の医師・看護師等の医療関係実務の経験を有することを証明する書類を提出できる者

② 口述試験

修士論文又はそれに相当する論文及び研究計画書を中心に試問を行います。

③ 採点基準・合否判定の基準

外国語試験等，論文審査及び口述試験によって学力・研究能力等を総合的に判断します。

9. 不正行為の取扱い

① 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は，その場で受験の中止と退室を指示され，それ以後の受験はできなくなります。また，本学の当該試験日程で受験したすべての教科・科目の成績を無効とします。なお，不正行為については，状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

ア 出願時に故意に虚偽の内容を登録すること（本人以外の写真を登録する又は本人以外の情報を登録するなど），出願書類に故意に虚偽の記載または改ざんを行うこと。

イ 本学受験票等の内容を改ざんすること。

ウ カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること，教科書，参考書，辞書等の書籍類の内容を見ること，他の受験者の答案等を見ること，他の人から答えを教わることなど。）をすること。

エ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。

オ 試験時間中に，使用してはいけないものを使用すること。

カ 試験時間中に，電子機器類（携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等），タブレット端末，電子辞書，IC レコーダー，イヤホン（※），音楽プレーヤー等）を使用すること。

（※） 通信機能のある電子機器類（携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等），タブレット端末等）は，かばんの中にしまっていなければ，電源が切られていても，使用しているものとし，不正行為となります（衣類のポケット等に入れていた場合も，使用しているものとし，不正行為となります。）。

（※）イヤホンは，耳に装着していれば使用しているものとし，不正行為となります（ただし，病気・負傷や障害等で事前の申請を行っており，試験時間中に補聴器等を使用することが認められている場合は除く）。

② 上記①以外にも，次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず，不正行為と認定された場合の取扱いは，①と同様です。

ア 試験時間中に，使用してはいけないものや電子機器類（電子辞書，IC レコーダー，イヤホン，音楽プレーヤー等），教科書，参考書，辞書等の書籍類をかばんにしまわず，身に付けていたり手に持っていること。

（※）通信機能のある電子機器類（携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等），タブレット端末等）は，かばんの中にしまっていなければ，電源が切られていても，使用しているものとし，不正行為となります（衣類のポケット等に入れていた場合も，使用しているものとし，不正行為となります。）。

イ 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど，試験の進行に影響を与えること。

ウ 試験に関することについて，自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。

エ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

オ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。

カ その他，試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

③ 不正行為が合格通知後や入学後に判明した場合，合格及び入学許可を取り消します。
この場合，既納の入学検定料，入学料，及び授業料等は返還しません。

10. 合格者発表

令和 9 年 2 月 22 日（月）正午の予定です。
法学・政治学プログラムのホームページ(https://www.hiroshima-u.ac.jp/g_law)へ掲載するとともに，合格者

には合格通知書及び入学手続書類等を郵送します。

なお，電話等による照会には応じません。

合格通知書の氏名については，電子計算機に登録する際に JIS 第 1 水準から第 4 水準に配当された字体を用いますので，入学志願票の表記と異なる場合があります。

また，対応できない場合は，カタカナで表記しますのでご了承ください。

11. 入学手続

入学時期		令和 9 年 4 月
入学手続期間		令和 9 年 2 月下旬から 3 月上旬頃
入学手続や具体的な納付の方法等の詳細		合格通知送付の際にお知らせします
入学料		282,000 円
授業料	前期分	267,900 円
	後期分	267,900 円
	年額	535,800 円

(1) 既納の入学料は，いかなる理由があっても返還しません。

(2) 上記記載の金額は令和 8 年 11 月現在のものです。入学時及び在学中に納付金の改定が行われた場合には，改定後の納付金を納入することになります。

(3) 本学大学院各研究科博士課程前期を令和 9 年 3 月に修了見込みの者は，入学料の納付を必要としません。

(4) 国費外国人留学生は，入学料及び授業料の納付を必要としません。

事前のお知らせ(日本国内からの出願で「留学」の在留資格により入学する場合)

入学手続を行う際に以下の書類も別途必要になります。事前に準備しておいてください。

番号	提出書類	備考
1	経費支弁能力を証明する書類(原本又は写し)	日本国内在住で，「留学」の在留資格により入学する者は以下の①～③のいずれかを入学手続期間中に提出してください。 ① 自己負担の場合:本人名義の預金残高証明書 ② 家族が支弁する場合:家族名義の預金残高証明書及び経費支弁書(指定様式に記入すること) 指定様式は本学生募集要項掲載ホームページに掲載しています。 ③ 月額 8 万円以上の奨学金の受給が決まっている場合:奨学金受給証明書(奨学金額，受給期間の記載があるもの) ※ 預金残高証明書は日本円に換算して 96 万円以上の預金残高が必要です。銀行で発行された証明書(日本語又は英語で記載されたもの)を提出してください。
2	日本語教育機関での出席率を証明する書類	本学入学前に日本国内の日本語教育機関等に「留学」の在留資格で在籍していた者は，入学手続期間中に左記の書類を提出してください。 ※ 入学手続期間後に当該機関を卒業又は修了する場合は，提出時点における最新のものを提出してください。 ※ 出席率は合理的な理由がない場合，8 割以上が目安になります。

12. こども性暴力防止法に関する留意事項及び同意について

「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」により，教員免許の資格取得に必要な教育実習・介護等体験，インターンシップ，ボランティア活動等に参加する学生は，性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

本学では，上記制度の趣旨に鑑み，入学に際し，関連事項についてあらかじめ同意を得ることとしています。留意事項及び同意に関する詳細については，次のホームページを参照してください。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/koseibouhou.html

13. 長期履修学生制度

職業を有している者，各種の障害がある者又は本学フェニックス入学制度により入学した者等を対象として，標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり，計画的に教育課程を履修して課程を修了することができる制度があります。

この制度による授業料は，標準の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなります。

なお，この制度の詳細については，法学・政治学プログラム担当に照会してください。

14. 留意事項

(1) 志願者は，試験前日に試験場に行き，玄関前の掲示で試験に関する諸注意を確認し，承知しておいてください。

(2) 受験について不明な点があれば，法学・政治学プログラム担当へ照会してください。
また，気象状況の悪化，流行性の伝染病等により入学試験の実施が危ぶまれる場合は，法学・政治学プログラムのホームページ(https://www.hiroshima-u.ac.jp/g_law)にて，延期及び試験時間繰り下げ等の対応をお知らせしますので，必ずご覧ください。

(3) 出願書類等に記載された個人情報(氏名，生年月日，性別，その他の個人情報等)は，入学者選抜及び合格通知並びに入学手続を行うために利用します。合格者の入学後は，学生支援関係(奨学金申請，授業料免除申請等)業務及び調査・研究(入試の改善や志願動向の調査・分析等)を行う目的を持って本学が管理します。他の目的での利用及び本学の関係教職員以外への提供は行いません。
なお，個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で，コンピュータ処理をするため，関連業務を外部の事業者に委託することがあります。

15. その他

広島大学は，令和 2 年 1 月からキャンパス内全面禁煙です。
※霞キャンパスでは，平成 30 年 4 月から全面禁煙となっています。

16. 教育研究内容（博士課程後期）

分類	教員名等		備考	教育研究内容
第Ⅰ類	教 授	手塚 貴大		税務行政法を参考にして，行政作用における効率化と正義との相克の解消に関する法理論を研究している。その他にも，経済活性化を視野に入れた法人税改革を研究している。その際，特に，法律学の視点のみならず経済学をはじめとする隣接諸科学の成果を取り入れるようにしている。その他にも一般的に政策立案に関する法理論(立法学，法政策学)の構築も試みている。
	教 授	堀田 親臣		民法でも財産法の領域を教育研究の対象とする。具体的には，不動産を中心とした所有・利用関係をめぐる問題，それが担保に供されたときの法律関係，侵害者に対する救済手段等の問題を取り扱う。これまでの研究では主として所有権に基づく物権的請求権を取り扱ってきたが，最近は，担保権の侵害とその救済，自然災害と被災者の私法的救済等にも関心を持って研究を行っている。
	教 授	松原 正至		総論的課題として，公開会社と非公開会社のそれぞれについて，現行の会社法制の保護法益と実務上のニーズのズレを検討し，立法のあり方について研究する。また，各論的課題として，ベンチャー・ビジネスをはじめとした様々なビジネスプランに沿った起業・経営のあり方について法政策の側面から検討する。
	教 授	宮永 文雄		民事訴訟法をはじめとした紛争処理全般を教育研究の対象としている。研究の中心であるADRに関しては，リーガル・カウンセリングの制度構築について検討を加えてきた。民事訴訟法に関しては，訴え提起前の和解について研究している。
	教 授	吉中 信人	指導教員として志願できません	刑事法学全般，特に犯罪者処遇論について教育・研究を行ってきたが，近年は犯罪学，国際刑法および刑事訴訟法に加え，被害者学，犯罪予防論，更にはパルマラット事件後のイタリアを中心とした企業刑法をめぐる諸問題についても取り組んでおり，共犯論を基軸に理論刑法に関する領域にも研究のスコープを広げている。方法論は，比較法的視点を重視しており，国内の文献はもとより，英語，フランス語，ドイツ語，イタリア語等の文献を考究する。英語とフランス語を中心としたこれら外国語による法学教育の研究にも取り組んでおり，授業では，外国語によるディスカッションも活用する。研究領域は犯罪者の社会内処遇および比較少年司法制度で，英独仏諸国の少年法制度を，とりわけ保護観察形態論の角度から研究してきたが，最近ではパレンス・パトリエ思想の源流を辿りながら，歴史的考察方法にも興味をもって取り組んでいる。
	准教授	稲谷 信行	指導教員として志願できません	労働法を教育研究の対象としている。主たる研究テーマは，解雇や雇止めを中心とした労働契約関係の終了場面における法規制についてである。具体的には，第1に，管理職労働者などの労働者グループの特殊性に応じた解雇規制のあり方について，第2に，一般的解雇規制とは区別される特別な解雇規制のあり方について，ドイツ法の議論を手掛かりに検討を行っている。
	准教授	井上 嘉仁		国家の役割を画定し，現実の国家権力を憲法的に統制する理論の形成を研究・教育の目標とする。そのためには，自由の意義を真剣に問い直すことが必要となる。そこで，リバタリアニズムの法哲学，オーストリア学派の自由論に学びながら，国家権力の限界を画する憲法理論を研究する。人々の自由な行為は，秩序を形成する。それは，人間行為の結果ではあるが，意図した結果ではない。この秩序と整合的な憲法規範とは何かを考察する。正当な国家権力の行使とは何かを，学生とともに研究していきたい。
	准教授	金 ミンジュ		民法の財産法分野を研究の対象とする。具体的には，団体（法人でない社団，組合など）と共同所有をめぐる問題，特に団体の構成員間の債権関係と団体財産の物権的規律の交錯部分について，ドイツ及び韓国など（東アジア）との比較法的な考察を踏まえて研究を行っている。
	准教授	SUN LU	指導教員として志願できません	法及び法制度の歴史的経緯のみならず，古今法令における死刑存廃論，錯誤論，自首制度，刑事責任年齢など，様々な問題を通じて古代法の法理論から現代刑法理論を捉え直す。「先にあったことは，また後にもある，先になされた事は，また後にもなされる。日の下には新しいものはない。」たとえ現代法のような厳密な法理論が成立しなかったとしても，少なくともその源流となる思考が法の歴史上に存在していたことは現代においても示唆に富むと思い，それを中心に研究して行きたい。
	准教授	高田 恭子		家族法，ジェンダーと法の分野を研究・教育の対象としている。現行法が想定する夫婦と子どもで構成される「標準家族」は，もはや多数ではない。離婚を経験したり，社会的養護，国際結婚の家庭があり，子どもが育つ環境は多様である。他方で，ジェンダーに起因する暴力（DV，ファミリー・バイオレンス）の問題やLBGTQの人々の家族形成の要請もある。このような現代社会の実態に目を向けて，家族法領域の研究をしている。そのために，立法過程や法解釈，判例分析に加えて，社会学や現代思想などを分析の対象として共同研究をしている。
	准教授	山口 幹雄		民法の財産法と呼ばれる領域を教育研究の対象とする。具体的には，民法が規定する債権発生原因（契約，事務管理，不当利得及び不法行為），とりわけ契約に関する法的規律を教育研究の対象としており，比較法的考察や法の経済分析等をも踏まえた契約法の基礎理論等に関する研究を行っている。
	准教授	山本 哲史	指導教員として志願できません	大学院において国際公法学を修め博士号を取得した後，難民保護，国際人権保障，法整備支援国際協力，安全保障を主たるトピックとする実定法の解釈論を中心に研究及び教育を行ってきた。難民保護については理論研究に加え法務省難民認定審査参与員として実務経験を有する。法整備支援についてはモンゴル国立大学法学部で日本法講師を務めた。安全保障については航空自衛隊のキャリア採用幹部自衛官として戦略研究実務の先端を経験。

分類	教員名等		備考	教育研究内容
第Ⅱ類	教 授	浅利　宙		教育面では，社会政策と社会資源の動向，現状，課題について，主に家族生活や地域生活で生じる諸問題や紛争現象との関わりを中心に，社会学・法社会学的な観点から検討している。研究面では，家族支援（特にグリーフケア）に携わる社会資源の実態調査，現代家族の形態と関係性の動向に関する調査，家族社会学の諸学説における家族規範の位置づけの検討などを主なテーマとしている。
	教 授	荒木　隆人		多文化共生の政治学を専門としている。特に，近年，カナダのケベック州及びヨーロッパ諸国において新しい社会統合理念として提起されている間文化主義(interculturalism)の政治学的可能性について理論的・実証的に研究している。教育面では，多文化主義や間文化主義といった社会統合の理念及び政策についての文献を購読し，多文化共生に資する国家論の可能性について検討する。
	教 授	江頭　大蔵	指導教員として志願できません	①現代日本社会における家族システム及び宗教システムの相互関連と変動メカニズムの分析。その他の趨勢的トレンドの客観的認識の方法（統計データの分析を通した変動趨勢の解析），変動の背景と主要因の理解，解決すべき課題の所在などを検討する。 ②デュルケーム／デュルケーム学派の社会学説の研究。とりわけ機能論的方法と歴史的方法の相互浸透と乖離の経過の解明。自殺の社会学的原因類型の再構築。
	教 授	永山　博之	指導教員として志願できません	研究関心は主として，ナショナリズムの理論的分析と安全保障問題，東アジア地域における国際関係に関する諸問題にある。授業ではこの問題を関連付けて扱えるようなトピックを選び，ケースを詳細に検討することを通じて，問題の構造的把握と各国の選択肢について議論する。とりあげるケースは，例えば，日中間の安全保障での対立構造，東シナ海，南シナ海問題，日米中の軍事戦略とその相互関係，日米同盟と日本の国内政治，北朝鮮の体制と核危機，及び日本，中国，韓国の草の根ナショナリズムと対近隣諸国関係である。中国の政策や制度を過去の共産主義諸国の例と比較しながら理解できるように努めている。
	准教授	小林　悠太	指導教員として志願できません	行政学及び公共政策論が専門分野である。教育面では，日本の中央政府及び地方政府の取り組みを比較の観点から検討するとともに，欧米圏における最先端の研究動向を理論的／方法論的に検討する。研究面では，主に三つのテーマがある。①統治機構改革以降の執政部及び内閣の補佐機構に関する研究，②昇任，異動，技能に着目した公務員人事の実証研究（共同研究），③政策調整に関する研究，である。
	准教授	長久　明日香		専門は国際政治経済学であり，特に経済・貿易に関する交渉とそれらにかかわる政策決定過程の分析に関心がある。教育面では，主に国際政治経済学の理論を用いた分析方法について指導する。個別のテーマとしては，FTA（自由貿易協定）・WTO（世界貿易機関）などにおける自由貿易交渉，日米を中心としたアジア太平洋地域の経済統合などを取り扱う。
	准教授	湯川　勇人		①戦間期において，それぞれ異なる中国権益を有していた日本，アメリカ，イギリスの3カ国の関係性がいかに変化していったのか，特にこれまでドイツ問題を中心に考えられてきた1930年代後半からの英米の接近という現象に対して，1930年代の日本の対中外交政策がいかなる影響を与えたのかを研究している。 ②1950年代における日本の外交論について，特に中立外交論について研究している。
	助 教	金本　佑太	指導教員として志願できません	教育面では，現代日本社会における社会構造の変動から生じる人々の生活構造の変容やリスク対処の困難，求められる社会的支援などについて，社会学的・福祉社会学的視点から検討する。 研究面では，現代日本社会における社会的排除の実態と社会的包摂に向けた取り組みの現状と課題について若年無業者支援の事例を検討している。また社会的包摂の達成に向けた多様な取り組みを社会的連帯の維持・構築の方法論として位置づけ，現代日本社会の社会的連帯のあり方についても検討する。

コース名	教員名等		備考	教育研究内容
医療アナリスト	教 授	浅利　宙		教育面では，社会政策と社会資源の動向，現状，課題について，主に家族生活や地域生活で生じる諸問題や紛争現象との関わりを中心に，社会学・法社会学的な観点から検討している。研究面では，家族支援（特にグリーフケア）に携わる社会資源の実態調査，現代家族の形態と関係性の動向に関する調査，家族社会学の諸学説における家族規範の位置づけの検討などを主なテーマとしている。
	教 授	江頭　大蔵	指導教員として志願できません	①現代日本社会における家族システム及び宗教システムの相互関連と変動メカニズムの分析。その他の趨勢的トレンドの客観的認識の方法（統計データの分析を通した変動趨勢の解析），変動の背景と主要因の理解，解決すべき課題の所在などを検討する。 ②デュルケーム／デュルケーム学派の社会学説の研究。とりわけ機能論的方法と歴史的方法の相互浸透と乖離の経過の解明。自殺の社会学的原因類型の再構築。
	教 授	吉中　信人	指導教員として志願できません	医療問題全般と刑事司法との関わりについて，興味を持って研究している。とりわけ触法精神障害者の刑事責任能力論や，医療観察法等にかかる対象者の処遇について教育・研究を行う。また思春期精神医療を含む小児医療論と児童福祉法，少年法との関連については，外部研究会等を通じて最新の議論を追究しており，対象者の医療モデルに基づくアプローチを基本としつつ，かつて医療社会学を講じていた経験から，医療社会学的な観点からの相対化も試みている。
	准教授	SUN LU	指導教員として志願できません	『唐律』また唐の『医疾令』を中心に，唐における医療に関する法律を検討する。特にその時代において既に完備された医療行政管理システム，医学教育システム，医師の資格審査システム，薬品管理システム，感染症予防管理システムなどを検討することによって現代医療法研究に新たな研究角度と展開をもたらす。

17. 令和9年4月入学
広島大学大学院教育人文社会科学研究科
学生募集に伴う試験成績（個人情報）の開示について

1 下表に示す個人に関する入試情報（以下「個人情報」という。）は，学生募集に伴う本研究科の大学院入試を**受験した者（以下「開示申請者」という。）に限り開示します。**

項目	開示内容
試験成績	得 点　試験科目別の得点 評 価　各試験科目等の評価（段階評価を含む。）

2 試験成績（個人情報）の開示に関する手続の流れは次のとおりです。

(1) 「広島大学大学院教育人文社会科学研究科入試個人情報開示申請書」を次の方法で入手してください。
返信用封筒（受験者本人の郵便番号，住所，氏名を明記し，定形郵便物（50g まで）分の切手を貼った定形封筒［長形 3 号封筒 12.0cm×23.5cm］）を同封し，「入試個人情報開示申請書請求」と明記の上，各プログラムの申請先（下記参照）に請求してください。

(2) 以下の書類を同封の上，令和 9 年 4 月入学については令和 9 年 4 月 15 日から 5 月 31 日まで（消印有効）の間に持参又は郵送により各プログラムの申請先(下記参照)へ申請してください。
① 必要事項を全て記入した「広島大学大学院教育人文社会科学研究科入試個人情報開示申請書」
② 広島大学大学院受験票（開示の際，同封して返却します。）
なお，受験票を紛失した場合には，運転免許証等の身分証明書のコピーを提出してください。
③ 返信用封筒（長形 3 号封筒（12.0cm×23.5cm）に受験者本人の郵便番号，住所，氏名を明記し，簡易書留送付分の切手を貼ったもの。）
なお，開示申請者が提出した申請書等に不備があるときは，修正を求めることがあります。

(3) 各プログラムの支援室は，申請書を受理した日から 30 日以内に，入試個人情報開示決定通知書を開示申請者本人へ簡易書留により通知します（返信用封筒使用）。
＊ 簡易書留郵便は配達時に不在の場合，郵便局に一定期間保管されます。郵便局が受取方法等を記した配達時不在連絡表を郵便受けに入れていきますので，直接，郵便局に問合せて受け取ってください。
なお，郵便局での保管期間（おおむね 1 週間）を過ぎると広島大学に返送されてしまいますので，注意してください。

＜試験成績（個人情報）の開示に関する申請及び問合せ先＞	
法学・政治学プログラム	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目 1 番 89 号 広島大学東千田地区支援室（法学・政治学プログラム担当） TEL　082-542-7045

個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求及び問合せ先等

上記の入試個人情報の開示のほか，個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の開示請求制度により行うこともできますので，以下のURLを参照ください。

個人情報の開示請求制度・手続きについて
https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/information_disclosure/personal_info

＜開示請求及び問合せ先＞	
広島大学財務・総務室 総務・広報部総務グループ	〒739-8511 東広島市鏡山一丁目 3 番 2 号 TEL　082-424-5014